



給与から天引きされる 保険料の決定方法

Q. 厚生年金保険料の算出方法は？

厚生年金保険料は下記の計算式で算出されるので、「標準報酬月額」が変わると保険料も変わります。保険料率は、2017年9月以降は1000分の183に固定されています。

$$\text{厚生年金保険料} = \text{標準報酬月額} \times \text{保険料率} \times 1/2$$

(保険料は本人と会社が折半で負担するので2分の1をかけて算出)

例：標準報酬月額が300,000円の場合の厚生年金保険料の天引き額は、 $300,000 \times 183/1000 \times 1/2 = 27,450$ 円

Q. 「標準報酬月額」とは？

標準報酬月額は、給与の総支給額を等級表に当てはめて決定されます。

※給与の総支給額には、基本給と残業手当、通勤手当など各種手当を含みます。

※給与相当額を「報酬月額」といいます。

※賞与が年4回以上支給される場合は、賞与の合計額を12で割った1カ月分を給与相当額に含めます。

標準報酬月額の等級表(下記は厚生年金保険の等級表の抜粋)

厚生年金等級	標準報酬月額	報酬月額(給与相当額) 以上~未満
1	88,000円	~93,000円
2	98,000円	93,000~101,000円
⋮	⋮	⋮
30	590,000円	575,000~605,000円
31	620,000円	605,000円~

※健康保険の等級の
上限と下限は異なる

Q. 標準報酬月額はどうやって決まりますか？

- 原則として、4~6月の給与の総支給額の平均額を会社が届け出て、その年の9月以降の新しい標準報酬月額が決定されます。
※出産や病気療養により休業がある場合は、特別な方法により決定します。
- 給与改定(昇給や降給)や給与体系の変更があったときに変わることがあります。
変更のあった月から3カ月の総支給額の平均額を等級表に当てはめて2等級以上の差があったときは、会社の届け出により標準報酬月額が変わります。
- 産前産後休業や育児休業から復帰して本人が申し出たときに変わることがあります。
産前産後休業や育児休業から復帰した月から3カ月の間に、短時間勤務や残業の減少などにより総支給額が休業前より下がった場合は、**本人から会社へ標準報酬月額の変更を申し出ることができます**(届け出は会社)。

Q. 自分の「標準報酬月額」を確認する方法は？

毎年誕生日に届く「ねんきん定期便」または、日本年金機構ホームページから「ねんきんネット」にアクセスすると24時間365日いつでも、標準報酬月額と標準賞与額を確認できます。

※標準賞与額とは、賞与額の1,000円未満を切り捨てた額で、上限は1回の支給につき150万円です。

今月は、毎月給与から天引きされる厚生年金保険料の決定・改定の仕組みと年金記録の確認方法をご説明します。



和男 私の会社も働き方改革で残業時間が減り、残業代が少なくなりました。でも、給与明細を見ると、社会保険料は変わらないようですね。

横山 健康保険料と厚生年金保険料ですね。2つの保険料の見直しは、原則として年1回なんです。

和男 見直しはいつですか？

横山 毎年9月分から変わりますが、実際には10月中旬に支給される給与から天引きされる分から切り替わります。

和男 天引きは1カ月遅れなんです。新しい保険料は、どのように決まるのですか？

横山 4~6月の給与の総支給額を会社が届け出ることにより決定されます。総支給額は、残業手当や通勤手当も含む総額で、税金や保険料を引く前の額です。

和男 昨年より残業代はかなり減っているのですが、9月分から保険料が下がりそうなんです。

横山 実際には、算出した平均額を等級表に当てはめた「標準報酬月額」が下があれば、保険料が下がる仕組みです。

和男 ほかに保険料が変わる仕組みはありますか？

横山 昇給など給与改定で総支給額が大きく変動したときも、会社の届け出により変わるようになっています。

和男 自分の標準報酬月額がどうなっているか、確認する方法はありますか？

横山 毎年誕生日に届く「ねんきん定期便」で、直近1年間の標準報酬月額と標準賞与額を確認できます。それ以前の期間分は、日本年金機構の「ねんきんネット」にアクセスすれば確認できます。



横山玲子(よこやまれいこ)
社会保険労務士

横山玲子社会保険労務士事務所代表。
ホームページ <https://www.r-yokoyama-office.jp/>
Twitterアカウント @mayokor